



学校教育法等の一部改正に伴う 学内規程の総点検・見直しについて

平成26年11月20日

福岡大学企画部

1

CONTENTS

1 大学のガバナンス改革	3
大学のガバナンス改革の推進について(審議のまとめ)	
平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会	
2 学校教育法等の改正	6
1. 学校教育法の一部改正	
(1) 副学長の職務	
(2) 教授会の役割の明確化	
2. 学校教育法施行規則の一部改正	
(1) 学生に対する懲戒の手続きの策定	
(2) 学生の入学, 退学, 転学, 留学, 休学及び卒業	
3 学内規程の総点検・見直し	13

2

大学のガバナンス改革の推進について(審議のまとめ)

平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会

<背景>

- 21 世紀に入り, 知識・情報・技術の活用が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる「知識基盤社会」の到来が指摘される中, ICTの普及等により, 加速度的にグローバル化が進み, 我が国の社会・経済・文化に大きな影響を与えている。
- 社会を巡る環境が大きく変化する中で, 我が国の大学には, グローバル人材の育成や, 研究を通じたイノベーションの創出, 経済再生, 地域再生・活性化への貢献等が, これまで以上に期待されている。
- 一連の大学ガバナンス改革の議論に通底するのは, 自主性・自律性が尊重される大学は, 自ら率先して時代の変化に対応した自己改革を行っていくべきであり, また, そのために大学を内側から改革しようと努力している人々に対して, 力強く支援すべきではないかという基本的な理念である。

3

<大学で行うべきガバナンス改革>

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】

総括副学長の設置, 高度専門職の創設, SD・IRの強化, 大学運営協議会等の活用

【人事】

ポストの再配置, 選考の適正性の確保, 業績評価に応じた給与制度

【予算】

学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分, 学長裁量経費の確保

【組織再編】

ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて, 学長が責任を持って改革を推進

2

1 大学のガバナンス改革

2. 学長の選考・業績評価

3. 学部長等の選考・業績評価

学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

学長による学部長等の業績評価

4. 教授会の役割の明確化

教授会については、専門的知見を持った教員から構成される合議制の審議機関であることを踏まえると、学校教育法に規定する、教授会が審議すべき「重要な事項」の具体的内容として、①学位授与、②学生の身分に関する審査、③教育課程の編成、④教員の教育研究業績等の審査等については、教授会の審議を十分に考慮したうえで、学長が最終決定を行う必要がある。

5. 監事の役割の強化

5

2 学校教育法等の改正

26 文科高第441号

平成26年8月29日

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について(通知)

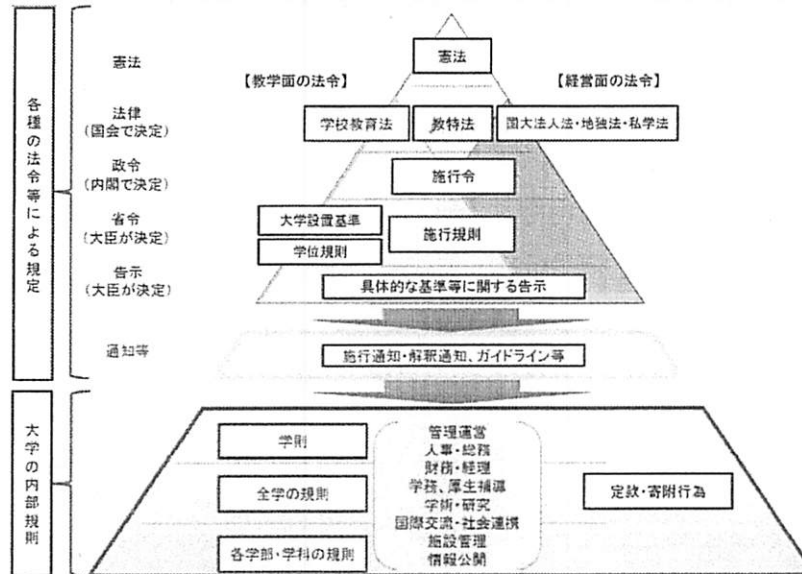
このたび、別添のとおり「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第88号。以下「改正法」という。)が平成26年6月27日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

これを受け、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年文部科学省令第25号。以下「改正省令」という。)が平成26年8月29日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令の改正の趣旨、概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

6

2 学校教育法等の改正



2 学校教育法等の改正

1. 学校教育法の一部改正

【改正趣旨】

- 大学(短期大学を含む。以下同じ。)が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。
- 今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う等の所要の改正を行ったものである。

【改正概要】

(1) 副学長の職務(第92条第4項関係)

副学長の職務は、これまでは「学長の職務を助ける」と規定されてきたが、学長の補佐体制を強化するため、学長の指示を受けた範囲において、副学長が自らの権限で校務を処理することを可能にすることで、より円滑かつ柔軟な大学運営を可能にするため、副学長の職務を、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改めたこと。

【留意事項】

- 副学長は、学長を補佐するのみならず、学長から指示を受けた範囲の校務について自らの権限で処理することができるようになる。
- 具体的な所掌範囲については、適切な手続に基づいて、学長が個別に命ずる。
- 改正法の施行後であっても、副学長が、必ず学長から校務をつかさどるよう命令を受けなければならないものではなく、従前どおり、副学長として学長を補佐する職務に従事することができる。

9

(2) 教授会の役割の明確化(第93条関係)

教授会については、これまで「重要な事項を審議する」と規定されてきたが、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、以下のとおり改正を行ったこと。

- 1) 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。(第93条第2項)
- 2) 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしたこと。(第93条第3項)

【留意事項】

- 教授会に意見を述べる義務が課されていること、学長に対しても教授会に意見を述べさせる義務を課しているものと解されるが、学長は、教授会の意見に拘束されるものではない。
- 学長が定めた事項については、教授会に周知すべきこと。

10

【学校教育法改正後】

第92条

- ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第93条 大学に教授会を置く。

- ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - 1 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 2 学位の授与
 - 3 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- ③ 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

11

2. 学校教育法施行規則の一部改正

(1) 学生に対する懲戒の手続の策定(第26条第5項関係)

学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならないこととしたこと。

(2) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業(第144条関係)

学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業について、教授会の議を経て、学長が定めることとしている現行規定を削除したこと。

【留意事項】

- 懲戒については、教授会や専門の懲戒委員会等において多角的な視点から慎重に調査・審議することが重要であり、学長は学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。
- 学生の退学、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合など様々な事情があり得ることから、学校教育法施行規則第144条は削除し、教授会が意見を述べることを義務付けない。

12

3 学内規程の総点検・見直し

内部規則の総点検・見直し

文部科学省通知P10「3 改正の基本的な考え方(3)」

今回の法改正を契機に、各大学等においては、改正法及び改正省令の施行期日(平成27年4月1日)までに、内部規則全体の解釈及び実態の運用と照らし合わせた上で、関係する内部規則について、法改正の趣旨を適切に踏まえたものか総点検し、必要な見直しを行うことが求められる。

■内部規則等の総点検・見直しの実施について 平成26年8月29日事務連絡(文部科学省)

○改正法の趣旨を踏まえた各大学における総点検・見直しの状況を把握するため、平成26年12月中旬に進捗状況の調査を行う。

○法律の施行日の到来後となる平成27年4月末には、総点検・見直しの結果についての調査を実施予定。

13

3 学内規程の総点検・見直し

学内規程の総点検・見直し

1. 学校教育法関係

(1) 副学長の職務(第92条第4項)

⇒ 学校法人福岡大学運営規則第7条第2項を改正

(2) 教授会の役割の明確化(第93条)

⇒ 学校法人福岡大学運営規則第12条にて条文化

⇒ 学校法人福岡大学運営規則第12条第3項の運用に関する取扱内規(制定)

⇒ 「教授会規程」「研究科通常委員会規程」「法科大学院学則」「留学生別科委員会規程」などを見直す。

2. 学校教育法施行規則関係

(1) 学生に対する懲戒の手続の策定(第26条第5項関係)

⇒ 本学では既に学生の懲戒手続を定めている。学生懲戒委員会、学生部委員会の下で学部、大学院、法科大学院及び留学生別科の学生に対する懲戒の手続が進められるよう体制を整備する。

(2) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業(第144条関係)

⇒ 退学、転学、留学及び休学のうち留学は選考及び認定が伴うため従来どおり教授会の審議を経るものとする。

3. 学長の最終決定権の担保等

⇒ 各種委員会・会議規程、内規、取扱等を総点検

【今後の予定】

- 1 ⇒ 12月1日までにご意見をいただき
12月4日の大学協議会に最終案上程
12月25日の理事会に上程
2及び3 ⇒ 12月4日の大学協議会に案案上程
1月23日までにご意見をいただき
1月29日の大学協議会に最終案を上程

※ご意見は企画課長宛てに文書でご提出ください。

14

説明会用

平成 26 年 11 月 20 日

学校教育法等の一部改正に伴う学内規程の総点検・見直しについて

1 学校法人福岡大学運営規則	P 1
2 学校法人福岡大学運営規則第 12 条第 3 項の運用に関する取扱い内規（制定案）	P 3
3 福岡大学大学協議会規程	P 4
4 福岡大学学則	P 5
5 福岡大学企画運営会議規程	P 7
6 福岡大学学部長会議規程【参考】	P 8
7 福岡大学教授会規程	P 9

学校法人福岡大学運営規則一部改正案（比較対照表）

改 正 案	現 行
第 1 条～第 6 条 （略） 第 7 条 大学の職員の職務は、次のとおりとする。 (1) 学長は、本学の運営及び教学の最高責任者として法人の設置する学校を総理し、職員を統督する。 (2) 副学長は、本学の運営及び教学の大綱に関する事項について学長を補佐し、 <u>学長の命を受けて、本学の業務を分掌し、処理する。</u> (3) 事務局長は、学長の命を受け、本学全般にわたる事務を統轄し、事務職員及び労務職員を監督する。 (4)～(5) （略） 第 8 条 （略） 第 9 条 大学に、大学協議会、企画運営会議及び学部長会議を置く。 2 大学の各学部には教授会を、各病院に診療部長会を置く。 3 大学院に大学院委員会及び研究科長会議を、大学院の各研究科に研究科委員会を置く。 4 留学生別科に留学生別科委員会を置く。 5 前各項の会議又は委員会のほか、学長は、必要に応じその他の <u>会議又は委員会</u> を置くことができる。 6 会議及び委員会に関する規程は、別に定めることができる。 7 病院における運営組織の細部については、別に定めることができる。 第 10 条～第 11 条 （略） 第 11 条の 2 （略） <u>第 4 章 運営組織等における審議及び決定</u> 第 12 条 学長は、第 9 条に定める運営組織（以下この章において「運営組織等」という。）における教育研究に関する事項について、 <u>運営組織等の審議を経て、最終的な決定を行う。</u> 2 <u>運営組織等は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。</u>	第 1 条～第 6 条 （略） 第 7 条 大学の職員の職務は、次のとおりとする。 (1) 学長は、本学の運営並びに教学の最高責任者として法人の設置する学校を総理し、職員を統督する。 (2) 副学長は、本学の運営並びに教学の大綱に関する事項について学長を補佐し、 <u>学長の委嘱によりこれを行う。</u> (3) 事務局長は、学長の命を受け、本学全般にわたる事務を統轄し、事務職員及び労務職員を監督する。 (4)～(5) （略） 第 8 条 （略） 第 9 条 大学に、大学協議会、企画運営会議及び学部長会議を置く。 2 大学の各学部には教授会を、病院に <u>それぞれ診療部長会</u> を置く。 3 大学院に大学院委員会及び研究科長会議を、大学院の各研究科に研究科委員会を置く。 4 留学生別科に留学生別科委員会を置く。 5 前各項の会議又は委員会のほか、学長は、必要に応じその他の委員会を置くことができる。 6 会議及び委員会に関する規程は、別に定めることができる。 7 病院における運営組織の細部については、別に定めることができる。 第 10 条～第 11 条 （略） 第 12 条 （略）



改 正 案	現 行
(1) <u>学生の入学、卒業及び課程の修了</u> (2) <u>学位の授与</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、運営組織等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</u> 3 <u>前項第8号に定める事項については、別に定める。</u> 4 <u>運営組織等は、第2項各号に定めるもののほか、学長及び運営組織等の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び運営組織等の長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u> 第5章 役職員等 第13条～第20条 (略) 第6章 職員及び役職員の任免等 第21条～第29条 (略) 第7章 補則 第30条～第34条 (略) 附 則 <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u>	第4章 役職員等 第13条～第20条 (略) 第5章 職員及び役職員の任免等 第21条～第29条 (略) 第6章 補則 第30条～第34条 (略)

学校法人福岡大学運営規則第12条第3項の運用に関する取扱内規 (制定案)

第1条 この内規は、学校法人福岡大学運営規則（以下「規則」という。）第12条第3項の運用に関し、次に掲げる規定に基づき、規則第9条第2項から第4項までに定める教授会、研究科委員会及び留学生別科委員会（以下「教授会等」という。）が審議する事項について定める。

- (1) 福岡大学法科大学院学則第11条の2第2項
- (2) 福岡大学教授会規程第5条第2項
- (3) 福岡大学医学部教授会規程第4条第2項
- (4) 福岡大学大学院研究科通常委員会規程第5条第2項
- (5) 福岡大学留学生別科委員会規程第4条第2項

第2条 前条各号の規程において、学生の入学及び再入学に関する事項並びに卒業及び学位の授与に関する事項のほか、学長が教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聴くことが必要なものとして定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育研究に係る教員組織に関する事項
- (3) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- (4) 教育研究に係るキャンパス整備に関する事項
- (5) 自己点検・評価及び認証評価に関する事項
- (6) 学生の補導に関する事項
- (7) 関係する学内規則の改廃に関する事項
- (8) その他学長が重要と認めた事項

第3条 この内規の改廃は、規則第9条に定める運営組織等のうち関係する運営組織等の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

p.10 x-5-

* →

→ 理事会と教授会とで決める。

福岡大学大学協議会規程一部改正案（比較対照表）

改 正 案	現 行
(設置) 第 1 条 本学の予算案、基本計画その他運営及び教学に関する重要な事項を審議するため、 <u>本学に大学協議会を置く。</u> (構成) 第 2 条 大学協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 事務局長 (4) 学部長 (5) 教務部長 (6) 学生部長 (7) 図書館長 (8) 研究推進部長 (9) 第二部主事 (10) 病院長 (11) 大学協議員(各学部教授会から選出された教育職員 各 1 人) (12) 研究科長(法科大学院長を除く。)のうちから文系、理系各 1 人(研究科長(法科大学院長を除く。)の互選による。) (13) 法科大学院長 (14) 大学院学務委員長 (15) 附属学校の校長 2 (略) 第 3 条～第 4 条 (略) (審議) 第 5 条 大学協議会は、次の事項を審議する。 (1) 予算に関する事項 (2) 全体計画に関する事項 (3) 運営に関する重要事項 (4) 教学に関する重要事項 (5) 入学に関する重要事項 (6) 学長及び副学長の選考に関する事項 (7) 役職員の選出に関する事項 (8) 人事に係る調整に関する事項 (9) 運営及び学則その他教学に関する重要な規則の制定及び改廃に関する事項 (10) その他学長が必要と認める事項 (庶務) 第 6 条 大学協議会の庶務は、総務課が処理する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</u>	(設置) 第 1 条 本学の企画運営会議が作成した予算案や基本計画など運営及び教学に関する重要な事項を審議するために、大学協議会を置く。 (構成) 第 2 条 大学協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 事務局長 (4) 学部長 (5) 教務部長 (6) 学生部長 (7) 図書館長 (8) 研究推進部長 (9) 第二部主事 (10) 病院長 (11) 大学協議員(各学部教授会から選出された教育職員 各 1 人) (12) 研究科長(法科大学院長を除く。)のうちから文系、理系各 1 人(研究科長(法科大学院長を除く。)の互選による。) (13) 法科大学院長 (14) 大学院学務委員長 (15) 附属学校の校長 2 (略) 第 3 条～第 4 条 (略) (審議) 第 5 条 大学協議会は、次の事項を審議する。 (1) 予算に関する事項 (2) 全体計画に関する事項 (3) 運営に関する重要事項 (4) 教学に関する重要事項 (5) 入学に関する重要事項 (6) 学長及び副学長の選考に関する事項 (7) 役職員の選出に関する事項 (8) 人事その他調整に関する事項 (9) 運営及び学則その他教学に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項 (10) その他学長が必要と認める事項 (庶務) 第 6 条 大学協議会の庶務は、 <u>総務部総務課</u> が処理する。

福岡大学学則一部改正案（比較対照表）

改 正 案	現 行
第 1 条～第 1 条の 3 (略) 第 2 節 組織等 第 2 条～第 5 条 (略) 第 6 条 本学の各学部教授会を置く。 2 教授会の構成員、審議事項その他教授会に <u>關し必要な事項は、別に定める。</u>	第 1 条～第 1 条の 3 (略) 第 2 節 組織 第 2 条～第 5 条 (略) 第 6 条 本学の各学部教授会に <u>学部の教学に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。</u> 2 教授会は、各学部専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。 3 教授会の審議事項は、次のとおりとする。 (1) <u>学生の入学、休学、退学、復学及び再入学に関する事項</u> (2) <u>卒業の認定に関する事項</u> (3) <u>教学に関する事項</u> (4) <u>学生の補導に関する事項</u> (5) <u>所属教授、准教授、講師、助教及び助手の任免に関する事項</u> (6) <u>学長が諮問した事項</u> (7) <u>学部長又は専任教育職員の 3 分の 1 以上が必要と認めた事項</u> (8) <u>学則その他諸規程に定められた事項</u> 4 教授会の運営に <u>關し必要な事項は、別に定める。</u> 第 7 条 本学に本学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学協議会を置く。 2 大学協議会の構成員、審議事項その他大学協議会に <u>關し必要な事項は、別に定める。</u>
	第 7 条 本学に本学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学協議会を置く。 2 大学協議会は、 <u>学長、副学長、事務局長、各学部長、教務部長、学生部長、図書館長、研究推進部長、第二部主事、病院長、大学協議員、研究科長(文系、理系各 1 人)、法科大学院長、大学院学務委員長及び附属学校の校長をもって構成する。</u> 3 大学協議会の審議事項は、次のとおりとする。 (1) <u>予算に関する事項</u> (2) <u>全体計画に関する事項</u> (3) <u>運営に関する重要事項</u> (4) <u>教学に関する重要事項</u> (5) <u>入学に関する重要事項</u> (6) <u>学長及び副学長の選考に関する事項</u> (7) <u>役職員の選出に関する事項</u> (8) <u>人事その他調整に関する事項</u>

改 正 案	現 行
第 8 条～第 11 条 (略) 第 11 条の 2 学長は、<u>本学の教育研究に関する重要な事項について、教授会等の審議を経て、最終的な決定を行う。</u> 第 12 条～第 55 条 (略) 附 則 <u>この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表Ⅰ～別表Ⅲ (略)	(9) <u>運営及び学則その他教学に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項</u> (10) <u>その他学長が必要と認めた事項</u> 4 <u>大学協会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</u> 第 8 条～第 11 条 (略) 第 12 条～第 55 条 (略) 別表Ⅰ～別表Ⅲ (略)

福岡大学企画運営会議規程一部改正案（比較対照表）

改 正 案	現 行
(設置) 第 1 条 <u>学長が本学の運営及び教学を統括するにあたり、学長を補佐し、業務の執行及び執行計画の策定を行うため、本学に企画運営会議を置く。</u> (構成) 第 2 条 企画運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 事務局長 2 (略) (議長) 第 3 条 企画運営会議は学長が招集し、その議長となる。 (審議) 第 4 条 企画運営会議は、次の事項を審議する。 (1) 本学の運営の基本計画に関する事項 (2) 本学の予算編成の大纲に関する事項 (3) 本学の業務全般に関する事項 (4) その他学長が必要と認める事項 <u>(部門別連絡会議等)</u> 第 5 条 企画運営会議に、部門別連絡会議を置く。 2 学長は、企画運営会議の諮問機関として、必要に応じて特別委員会を置くことができる。 3 前 2 項に定める部門別連絡会議及び特別委員会に関する必要な事項は、別に定める。 (庶務) 第 6 条 企画運営会議の庶務は、企画課が処理する。 附 則 <u>この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</u>	(設置) 第 1 条 <u>本学の運営に関する基本計画や予算などを企画・立案し、理事会の決定や大学協会の審議の結果に基づいて本学の業務を円滑に執行するため、企画運営会議を置く。</u> (構成) 第 2 条 企画運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 事務局長 2 (略) (議長) 第 3 条 企画運営会議は学長が招集し、その議長となる。<u>ただし、学長が指名する副学長が代行することができる。</u> (審議) 第 4 条 企画運営会議は、<u>第 1 条に掲げる業務を遂行するため、次の事項について審議し、その執行又は執行計画の策定にあたる。</u> (1) 本学の運営の基本計画に関する事項 (2) 本学の予算編成の大纲に関する事項 (3) 本学の業務全般に関する事項 (4) その他学長が必要と認める事項 <u>(関連会議)</u> 第 5 条 <u>企画運営会議は、学内の意見を集約するため、学部長会議、研究科長会議と協議、連絡及び調整を行う。</u> 2 企画運営会議に、<u>会議の運用に資するため、部門別連絡会議を置く。</u> 3 学長は、企画運営会議の諮問機関として、必要に応じて特別委員会を置くことができる。 4 前 2 項に定める部門別連絡会議及び特別委員会に関する必要な事項は、別に定める。 (庶務) 第 6 条 企画運営会議の庶務は、<u>企画部企画課</u>が処理する。

福岡大学学部長会議規程【参考】

(設置)

第1条 本学に、学部長会議を置く。

(構成)

第2条 学部長会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長

2 学長は、必要に応じて本学職員の出席を求めることができる。

(議長及び招集)

第3条 学部長会議は学長が招集し、その議長となる。ただし、学長が指名する副学長をもってその任にあたらせることができる。

2 学部長会議は、原則として定例開催とする。ただし、学長が必要と認めたとき又は学部長から会議に付すべき事項を示して会議開催の要請があり、学長がこれを適当と認めたときは、臨時に開催することができる。

(協議)

第4条 学部長会議は、主として大学及び各学部に関連する重要事項並びに学長が必要と認める事項に関して協議、連絡及び調整を行う。

(庶務)

第5条 学部長会議の庶務は、総務部総務課が処理する。

福岡大学教授会規程一部改正案（比較対照表）

改正案	現 行
第1条 学校法人福岡大学運営規則第9条第2項に定める教授会については、福岡大学学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、医学部教授会については、別に定める。	第1条 学校法人福岡大学運営規則第9条第2項に定める教授会については、福岡大学学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。ただし、医学部教授会については、別に定める。
第2条 教授会は、次に掲げる各学部の教育職員をもって構成する。	第2条 教授会は、次の各号に掲げる当該学部の教育職員をもって構成する。
(1) 教授	(1) 専任教授
(2) 准教授	(2) 専任准教授
(3) 講師(福岡大学教育職員資格審査基準第4条第7号適用者を除く。)	(3) 専任講師(福岡大学教育職員資格審査基準第4条第7号適用者を除く。)
第3条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。	第3条 教授会は、当該学部長が招集し、その議長となる。
第4条 教授会は、各学部における次に掲げる事項を審議する。	第4条 教授会は、当該学部における次に掲げる事項を審議する。
(1) 学生の入学及び再入学に関する事項	(1) 学生の入学、休学、退学、復学及び再入学に関する事項
(2) 卒業及び学位の授与に関する事項	(2) 卒業の認定に関する事項
(3) 教育課程の編成に関する事項	(3) 教学に関する事項
(4) 教育研究に係る教員組織に関する事項	
(5) 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項	
(6) 教育研究に係るキャンパス整備に関する事項	
(7) 自己点検・評価及び認証評価に関する事項	
(8) 学生の補導に関する事項	(4) 学生の補導に関する事項
(9) 関係する学内規則の改廃に関する事項	(5) 所属教授、准教授、講師、助教及び助手の任免に関する事項
(10) 学長又は学部長が必要と認めた事項	(6) 学長が諮問した事項
(11) 教授会の構成員の3分の1以上が必要と認めた教育研究に関する事項	(7) 学部長又は専任教育職員の3分の1以上が必要と認めた事項
第5条 教授会は、前条第1号及び第2号に掲げるもののほか教育研究に関する重要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。	(8) 学則その他諸規程に定められた事項

別添

改 正 案	現 行
2 <u>前項の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、別に定める。</u> 3 <u>教授会は、前2項に掲げるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u> 第6条 教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は有効投票の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。 2 <u>第4条第1項第4号及び第5号について審議する教授のみをもって構成する教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決はその3分の2以上で決する。</u> 第7条 教授会の庶務は、<u>各学部事務課(室)長</u>が処理する。 第8条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、<u>別に定めることができる。</u> <u>附 則</u> この規程は、平成27年4月1日から施行する。	→ ※ p.3へ. 第5条 教授会は構成員の3分の2の出席をもって成立し、議決は有効投票の過半数で決する。ただし、同数の場合は、議長の決するところによる。 2 <u>人事を議する教授会は、専任教授の3分の2の出席をもって成立し、議決はその3分の2以上で決する。</u> 第6条 教授会の庶務は、<u>当該学部事務課(室)長</u>が処理する。 第7条 この規程に定めるもののほか、<u>学部教授会</u>の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、<u>当該学部長が定める。</u>



26文科高第441号
平成26年8月29日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各大学共同利用機関法人機構長

文部科学省高等教育局長

吉 田 大 輔



(印影印刷)

文部科学省研究振興局長

常 盤 圭



(印影印刷)

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校
教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する
省令について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第88号。以下「改正法」という。）が平成26年6月27日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

これを受け、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年文部科学省令第25号。以下「改正省令」という。）が平成26年8月29日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令の改正の趣旨、概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

記

第一 改正の趣旨

大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う等の所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正

（1）副学長の職務（第92条第4項関係）

副学長の職務は、これまでは「学長の職務を助ける」と規定されてきたが、学長の補佐体制を強化するため、学長の指示を受けた範囲において、副学長が自らの権限で校務を処理することを可能にすることで、より円滑かつ柔軟な大学運営を可能にするため、副学長の職務を、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改めたこと。

（2）教授会の役割の明確化（第93条関係）

教授会については、これまで「重要な事項を審議する」と規定されてきたが、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、以下のとおり改正を行ったこと。

- ① 教授会は、学生の入学、卒業及び限程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることにしたこと。（第93条第2項）
- ② 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしたこと。（第93条第3項）

2. 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正

（1）学長又は機構長の選考の透明化（第12条及び第26条関係）

- ① 国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考は、学長選考会議又は機構長選考会議（以下「学長等選考会議」という。）が定める基準により、行わなければならないこと。（第12条第7項（大学共同利用機関法人については、第26条において準用））



改正後	改正前
第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 ⑤ ～ ⑩ （略） 第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることが出来る。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長の職務を助ける。 ⑤ ～ ⑩ （略） 第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。 （新設） ② 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。 （新設）

② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、学長又は機構長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長等選考会が①に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととしたこと。（第12条第8項（大学共同利用機関法人については、第26条において準用））

(2) 経営協議会（第20条第3項及び第27条第3項関係）

国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で大学又は大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長又は機構長が任命する委員（以下「学外等委員」という。）でなければならないこととしたこと。

(3) 教育研究評議会（第21条第3項関係）

国立大学法人の教育研究評議会の組織について、学校教育法第92条第2項の規定により副学長（同条第4項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が2人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を教育研究評議会の評議員としたこと。

3. 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

(1) 学生に対する懲戒の手續の策定（第26条第5項関係）

学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならないこととしたこと。

(2) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業（第144条関係）

学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業について、教授会の議を経て、学長が定めることとしている現行規定を削除したこと。

4. 国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）の一部改正

(1) 学長又は機構長の選考を行った際の公表事項（第1条の2関係）

学長又は機構長の選考を行った際は、学長又は機構長として選考された者を学長等選考会が選考した理由、学長等選考会における学長又は機構長の選考の過程を公表することとしたこと。

(2) 教育研究上の重要な組織の長等の任命（第7条の2関係）

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第26条の規定による学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命は、学長又は機構長の定めるところにより行うものとしたこと。

5. 施行期日

改正法及び改正省令は、平成27年4月1日から施行すること。